

冬季誘客コンテンツ充実業務委託仕様書

1 業務名

冬季誘客コンテンツ充実業務委託

2 事業目的

本事業は、秋田市の豊富な食・文化資源を一体化し、観光閑散期である冬季を対象とした滞在型観光コンテンツを造成・実証（モニターツアー）および販路開拓を行うことで、インバウンド高所得者層の誘客を促進する。

3 業務の履行場所および委託期間

(1) 履行場所 秋田市内

(2) 委託期間 契約締結日の翌日から令和9年2月20日まで

4 業務内容

(1) 企画・制作業務

ア 企画立案

冬季ならではの本市の観光資源や地域特性を活かし、インバウンド高所得者層の来訪意欲を高める魅力的な誘客コンテンツの企画・実施計画を立案すること。

イ コンテンツ内容

本市の誇る食材や酒（日本酒やクラフトビールなど）に、自然、文化、歴史などの観光資源を掛け合わせるほか、ナイトタイムエコノミーを取り入れ、宿泊を前提とした滞在型観光コンテンツとすること。また、「雪」を活用した「非日常」を体験の内容に組み込むこと。

ウ モニターツアーの実施時期・回数

令和8年12月～令和9年1月・1回～2回

ただし総参加者数の上限を30名とし、より多くの参加者が集まるよう周知を図ること

エ マニュアル作成

モニターツアー当日の実施体制、タイムスケジュール、スタッフ配置、緊急時連絡網、安全管理体制および各種対応手順等を盛り込んだ運営マニュアル・安全管理マニュアルを作成すること。

オ コンテンツのブラッシュアップ等

商品化に向け、造成したコンテンツを検証するほか、令和9年度から販売できるよう販路を確保すること。ただし、準備状況や市場動向等に応じ、成果が得られた場合は令和8年度中の販売開始を妨げないものとする。

(2) 運営・施策実施業務

ア 当日運営

会場設営・撤去、機材調達・管理、受付・案内、進行管理等（通訳手配含む）、事業の円滑な実施に必要な運営全般を行うこと。

イ 安全管理

来訪者の安全を最優先とし、冬期間特有のリスク（降雪・凍結・防寒対策、積雪による動線確保等）を踏まえた警備・誘導體制の構築および事故防止策を徹底すること。

飲食の提供にあたっては衛生管理を徹底するほか、食制限（ベジタリアン・ヴィーガン）・アレルギー等への事前対応策を整えておくこと。

ウ 広報・SNSマーケティング

販路開拓に繋がるよう（ターゲット層に応じた）戦略的な広報計画を立案・実施し、各種メディアイベント告知およびSNS（Instagram、X等）を活用した効果的な情報発信を行うこと。

(3) 効果検証・報告業務

ア 効果検証（アンケート等）

参加者へのアンケート調査の実施・集計による、来訪者属性、満足度、消費動向、回遊状況等の客観的データに基づく効果検証を実施すること。

イ 事業実績報告書の作成

効果検証結果、事業実施成果、今後の冬季誘客に向けた課題・改善提案等を取りまとめた事業実績報告書を作成すること。

5 契約に関する条件等

(1) 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の経費を含むものとする。

(2) 再委託等について

ア 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。

イ 受託者が本業務の一部を第三者に再委託する場合には、再委託先の概要や責任者、再委託する内容等について、事前に本市に書面で提出し、承認を得ること。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいについて管理者の注意をもってその情報を管理することとし、契約終了後も同様とする。

(4) 個人情報の保護

受託者は、この契約による業務を処理するに当たり、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他関係法令等に定める事項を遵守しなければならない。

(5) 遵守事項

ア 受託者は、本業務を履行するうえで関係法令等を遵守すること。

イ 受託者は、重要と認める事項については、あらかじめ本市と文書で協議し、承認を得なければならない。

ウ 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、本市と受託者の協議により決定する。